若狭町

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度若狭町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳 入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)

175,000 千円 (総額 319,000千円)

【歳 出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

1.654.355 千円

(単位:千円)

事業区分		令和4年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	527,323	357,029		6,500	163,794	40,582
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	4,303	2,085			2,218	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	5,560			477	5,083	
	児童福祉(児童手当事業等)	252,528	186,473		10,200	55,855	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	107,438	45,282			62,156	101,537
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	240,629	34,115			206,514	
	介護保険事業(繰出金)	307,901	8,737			299,164	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	131,009	88			130,921	32,881
	疾病予防対策(予防接種事業等)	58,189	1,510		15,000	41,679	
	健康増進対策(成人保健事業等)	19,475	737		7,453	11,285	
· 合 計		1,654,355	636,056	0	39,630	978,669	175,000

[※]各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。